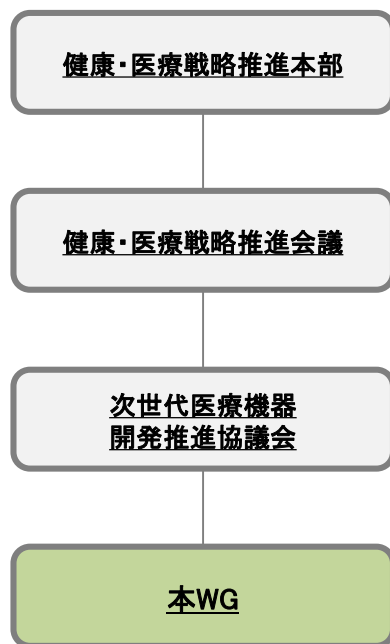


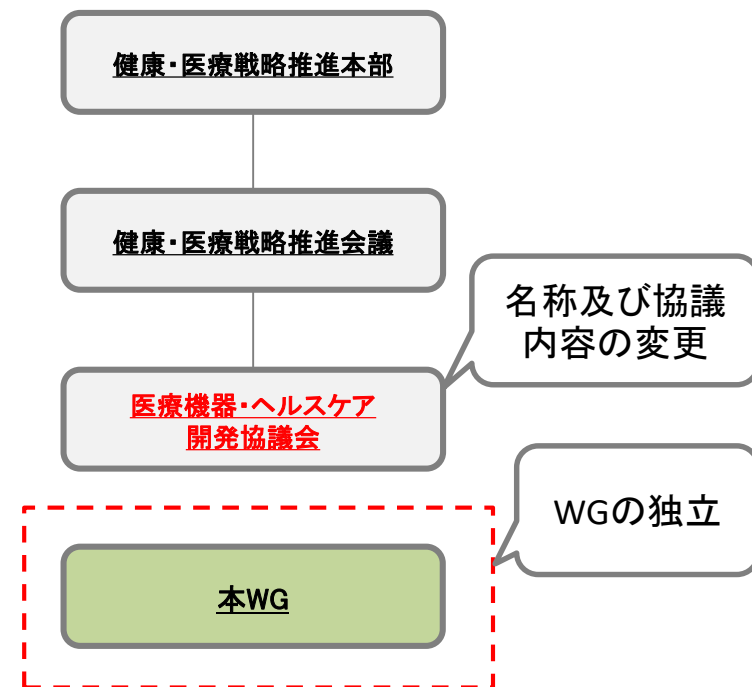
# 医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループの位置づけ

- ✓ 令和2年3月の健康・医療戦略の改定に伴い、健康・医療戦略会議の下の会議の体制が見直され、「次世代医療機器開発推進協議会」は「医療機器・ヘルスケア開発協議会」に改編された。
- ✓ 当該改編に伴い、本協議会は健康医療戦略に基づくヘルスケア全般の開発に係る資源配分などを実質的に議論する場とすることとなった。
- ✓ 本協議会が、医療機器に特化し「開発」以外を含む本WGの内容を報告する先としてすぐわなくなってきたことを踏まえ、本WGを協議会の下に位置づける必要性が特段なくなったため、本WGは基本計画に基づく独立したWGとして継続させる。

## 変更前

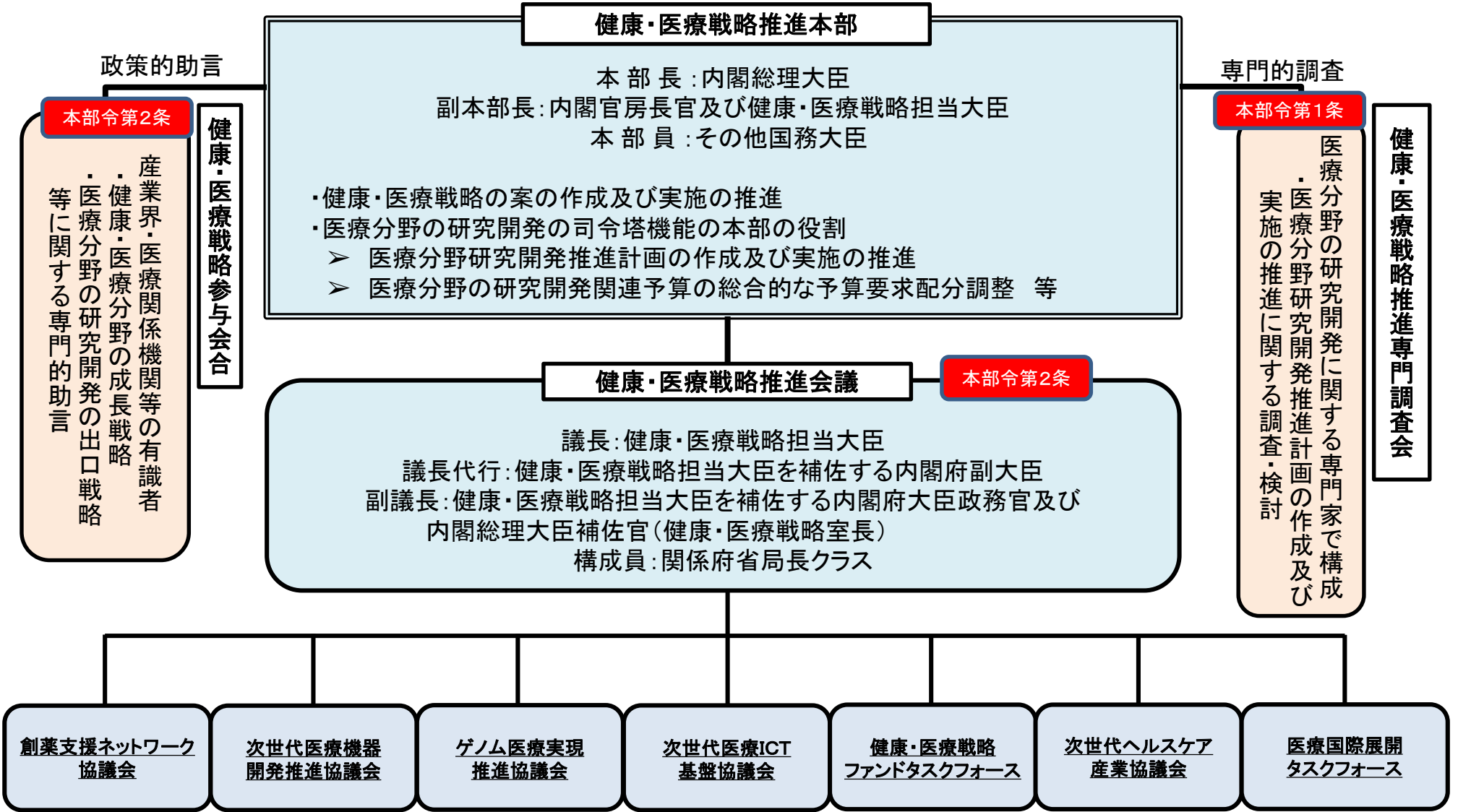


## 変更後



「従前」の国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループの位置づけ

# 健康・医療戦略の推進体制



本部令第2条

政策的助言

健康・医療戦略参与会合

産業界・医療関係機関等の有識者  
 ・健康・医療分野の成長戦略  
 ・医療分野の研究開発の出口戦略  
 等に関する専門的助言

専門的調査

本部令第1条

健康・医療戦略推進専門調査会

医療分野の研究開発に関する専門家で構成  
 ・医療分野研究開発推進計画の作成及び  
 実施の推進に関する調査・検討

本部令第2条

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループ  
 ※事務局機能は厚生労働省が担う

2020年度に開始する次期の健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の実施の推進等のために必要な協議会を置くこととする。なお、新たな協議会の構成員や設置要綱等については引き続き検討する。

